

調査票 医師の両立支援状況調査

2023年6月

医療機関名： _____

ご回答者： 役職 _____ 氏名 _____

<2023年6月の現況について>

※貴院に勤務する医師（研修医と歯科医師は除く、休職・欠勤中は含む）について、該当する数を記入ください。

	男性 医師数	女性 医師数
問1 常勤の医師数	名	名
問2 非常勤の医師数（主たる勤務先が他にない）	名	名
問3 子育て中の常勤・非常勤の医師数 （0歳～小学6年生までの子を養育中）	名	名

<昨年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の現況について>

※貴院に昨年度勤務していた「常勤・非常勤の医師（研修医と歯科医師は除く、休職・欠勤中は含む）」について、該当する数を記入ください。

	男性 医師数	女性 医師数
問4 育児休業を取得した医師数	名	名
問5 介護休業を取得した医師数	名	名

問6 貴院の施設についてお答えください。

	あり	なし
A. 病院内の保育施設	1	2
B. 病院内の病児・病後児の保育施設（昨年度は県内6施設）	1	2

問7 段階的に施行される「育児・介護休業法」についてお答えください。

※詳細は、インターネットで「厚生労働省 介護・育児休業法について」と検索ください。

	よく知っている	概要は知っている	知らない
A. 2022年4月から事業主に対して、「育児休業を取得しやすい環境整備・個別の周知・取得意向確認措置の義務化」や「有期労働者の育休取得条件の緩和」が課せられたことを知っていますか。	1	2	3
B. 2022年10月から「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されたこと、「産後パパ育休と併せると男性は最大4回分割した育休取得が可能」なことを知っていますか。	1	2	3
C. 2023年4月から「従業員が1,000人を超える企業は男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要」なことを知っていますか。 （政府は取得率の公表を義務づける対象を、従業員数がより少ない企業にも、今後広げていく方向との報道あり）	1	2	3

※厚生労働省運営サイト「女性の活躍・両立支援総合サイト」には、中小企業含め、イメージアップのために全国10万社以上、長崎県は1000社以上が「女性の活躍推進企業データベース」「両立支援のひろば」へ登録して、積極的にアピールしています。同業種の取り組み事例を参考に検索ください。

ご協力ありがとうございました。6月15日（木）迄に、同封の返信用封筒に入れて投函ください。
★結果は、あじさいプロジェクトWebサイトや年次活動報告書にて公表しています。